

社会福祉法人長崎北保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人長崎北保育園 定款第8条及び第21条の規程にもとづき、定款第5条の評議員及び定款第15条の役員に対しての報酬等に関して必要な事項をさだめたものとする。

なお、役員とは理事及び監事のことをいう。

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、無報酬とする。

2. 交通費については、旅費支給規程別表の定めによるものとする。

(出張旅費)

第3条 役員が法人業務のために出張する場合は、日当1日分5,000円を支給し、交通費等実費弁償を支弁することができる。

(改廃)

第4条 この規定を改廃する必要がある場合は、評議員会の承認を経なければならない。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(公表)

この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(附則)

この規程は、令和 5年 6月 15日から施行する。

役 員 報 酬 規 程

社 会 福 祉 法 人

長 崎 北 保 育 園